

令和 7 年 1 月 21 日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

議会運営委員会
委員長 本 田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和 7 年第 1 回魚沼市議会定例会について
(2) その他
- 2 調査の経過 1 月 21 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和 7 年第 1 回魚沼市議会定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり 2 月 18 日とし、会期は 3 月 25 日までの 36 日間とした。
審議予定については、別紙「令和 7 年第 1 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。
一般質問の取扱いについては、別紙「令和 7 年第 1 回（2 月）定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は 2 月 21 日正午とし、通告書は簡潔に記載することとした。
その他で、魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部改正について及び議会運営委員会の課題について協議した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和7年第1回魚沼市議会定例会について

(2) その他

2 日 時 令和7年1月21日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、本田 篤
(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、桙澤議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

(1) 令和7年第1回魚沼市議会定例会について

本田委員長 日程第1、令和7年第1回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)
招集期日について、執行部から説明を願います。

内田市長 招集期日につきましては、2月18日でお願いしたいと思います。

本田委員長 ただいま説明のあった招集期日について、異議ありませんか。(異議なし) 異議
なしと認めます。したがって、招集期日は説明のとおり2月18日と決定いたしました。

(2) 会期及び会議予定について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和7年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)」
により説明)

本田委員長 ただいまの説明について、質疑はございませんか。(なし) なければ、質疑を終
わりにいたします。お諮りします。会期については2月18日から3月25日までの36日間
とし、会議予定は令和7年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)のとおりと
することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって会期は2月18

日から3月25日までの36日間とし、会議予定は別紙「令和7年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）」のとおりとすることに決定いたしました。

続きまして、（3）一般質問について、議会事務局長に説明させます。

坂大議会事務局長 （資料「令和7年第1回（2月）定例会一般質問の取扱いについて（案）」により説明）

本田委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はありませんか。（なし）なければ、質疑を終わりにします。お諮りします。一般質問については、別紙「令和7年第1回（2月）定例会一般質問の取扱いについて（案）」のとおり実施することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。なお、一般質問の締切り期限は、2月21日（金）正午となります。

次に、（4）その他について、審議願います。皆様のほうで何かございますでしょうか。

佐藤（肇）委員 予算の概要説明の予定について、決まりましたらお願いします。

坂大議会事務局長 2月17日（月）の9時からです。それを改めて皆さんに御連絡しますが、日程を入れていただければと思います。

本田委員長 ほかはございませんか。（なし）では、以上とさせていただきます。

（2）その他

（1）魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

本田委員長 続きまして、日程第2、その他、（1）魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本件につきましては、これまでの委員会で報告させていただきましたが、上位法である刑法の改正により、刑罰の「懲役」、「禁錮」が「拘禁刑」に改められるため、この文言を使用する本条例を改正するものであります。改正概要について、議会事務局長に説明していただきます。

坂大議会事務局長 （「魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について（案）」により説明）

本田委員長 本件につきまして、皆さんのほうから質疑はございますでしょうか。（なし）なしといたします。

本件につきましては、令和7年第1回定例会最終日に、議会運営委員長の発議として提出したいと思いますが、これに御異議ありませんか。（異議なし）では、そのように決定いたしました。

（2）魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部改正について

本田委員長 次に、（2）魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。本件につきまして、これまでの本委員会及び会派代表者会議でも報告をさせていただきましたが、市役所の文書における押印等の見直しに伴い、請求書の押印が廃止される方針であることから、政務活動費の交付請求書の様式から「マル印」の記載を削るものであります。改正概要について、議会事務局長に説明していただきます。

坂大議会事務局長 （「魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部改正につい

て（案）」により説明）

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はございますでしょうか。（なし）本件につきましては、今ほどの説明のとおり事務局において進めることとして御異議ありませんか。（異議なし）では、そのように決定いたしました。

・議会運営委員会の課題について

本田委員長　続きまして、議会運営委員会の課題についてでございます。前回の委員会でも、各委員さんのほうから課題について考えてきてくださいというような話をさせていただきましたけれども、この件につきまして皆さんのほうからありますでしょうか。

佐藤（肇）委員　課題ということなんですが、以前は定員の関係だとかいろいろ課題として上げさせていただいた内容についてはもう結論が出たというようなことですので、今回については私は特にないということによろしいかと思います。

本田委員長　議員定数の件、議論は委員会ではしませんでした。やっぱりする必要もあったんでしょうか。

佐藤（肇）委員　結論が出たということだったかと思います。

本田委員長　それで議題として上がらなかったということでした。ほかにございますでしょうか。（なし）課題につきましては、改選後の委員会に引き継ぐまでまだ時間的な猶予もありますので、また時間をかけて考えていきたいと思っています。この件につきましては、今回は以上とさせていただきます。

・その他

本田委員長　次に、その他でございます。その他のその他、皆さんのほうからございますでしょうか。（なし）
では、休憩とさせていただきます。

休　　憩（10：12）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（10：13）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

本日の会議録につきましては、委員長に一任願います。本日の議会運営委員会はこれにて閉会いたします。

閉　　会（10：14）

議会運営委員会

委員長　本田　篤